

監査の結果（平成 29 年 12 月 14 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 27 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 25 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	平成 29 年 8 月 2 日	平成 29 年 7 月 19 日	実地	3
2	危機管理監	平成 29 年 8 月 9 日	平成 29 年 7 月 25 日	実地	4
3	総務局	平成 29 年 8 月 10 日	平成 29 年 7 月 27 日	実地	5
4	県立文書館	平成 29 年 8 月 10 日	平成 29 年 7 月 27 日	実地	6
5	県立総合技術研究所	平成 29 年 8 月 10 日	平成 29 年 7 月 27 日	実地	7
6	地域政策局	平成 29 年 7 月 21 日	平成 29 年 7 月 6 日	実地	8
7	環境県民局	平成 29 年 8 月 9 日	平成 29 年 7 月 25 日	実地	9

8	健康福祉局	平成 29 年 8 月 8 日	平成 29 年 7 月 14 日 平成 29 年 9 月 12 日	実地	10
9	商工労働局	平成 29 年 7 月 26 日	平成 29 年 7 月 13 日	実地	12
10	農林水産局	平成 29 年 7 月 25 日	平成 29 年 7 月 11 日	実地	14
11	土木建築局	平成 29 年 8 月 4 日	平成 29 年 7 月 20 日	実地	16
12	企業局	平成 29 年 7 月 20 日	平成 29 年 7 月 5 日	実地	19
13	病院事業局	平成 29 年 7 月 20 日	平成 29 年 7 月 5 日	実地	20
14	議会事務局	平成 29 年 7 月 21 日	平成 29 年 7 月 6 日	実地	21
15	教育委員会事務局	平成 29 年 8 月 3 日	平成 29 年 7 月 12 日	実地	22
16	県立埋蔵文化財センター	平成 29 年 8 月 3 日	平成 29 年 8 月 29 日	実地	24
17	警察本部	平成 29 年 7 月 28 日	平成 29 年 7 月 7 日 平成 29 年 9 月 21 日 平成 29 年 9 月 27 日	実地	25
18	警察学校	平成 29 年 7 月 28 日	平成 29 年 7 月 7 日 平成 29 年 9 月 21 日	実地	29
19	選挙管理委員会事務局	平成 29 年 7 月 21 日	平成 29 年 7 月 6 日	実地	30
20	監査委員事務局	平成 29 年 7 月 31 日	平成 29 年 7 月 24 日	実地	31
21	人事委員会事務局	平成 29 年 12 月 14 日	平成 29 年 7 月 24 日	書面	32
22	労働委員会事務局	平成 29 年 12 月 14 日	平成 29 年 7 月 24 日	書面	33
23	広島海区漁業調整委員会事務局	平成 29 年 7 月 25 日	平成 29 年 7 月 11 日	実地	34
24	広島県内水面漁場管理委員会事務局	平成 29 年 7 月 25 日	平成 29 年 7 月 11 日	実地	35
25	収用委員会	平成 29 年 8 月 4 日	平成 29 年 7 月 20 日	実地	36

5 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議員から選出された安井委員及び東委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導，監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査，会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務
- イ 組織体制 3課
- | | |
|----|-------------------|
| 課名 | 会計総務課，審査指導課，総務事務課 |
|----|-------------------|
- ウ 職員数(平成29年4月1日現在)
常勤職員及び再任用職員の合計 56人
- エ 主な施策(平成28年度)
会計事務の品質向上
県民サービスの向上
事務事業の改善

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

委託役務業務の契約について

公募型プロポーザル方式による契約に当たっては、応募者からより積極的かつ効果的な提案がなされ、委託役務業務の品質向上が図られるよう、取り組んでいただきたい。

また、委託役務業務の契約全般において、事務処理の公平性、透明性及び競争性の確保はもとより、最少の経費で最大の効果を得ることが最も重要であり、業務内容に応じて、公募型プロポーザル方式、総合評価一般競争入札や一般競争入札等、最適な契約方法を採用し、委託役務業務の品質向上が図られるよう、各局への指導に取り組んでいただきたい。(総務事務課)

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 2課1担当

課名	危機管理課，減災対策推進担当，消防保安課
----	----------------------

ウ 職員数（平成29年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 46人

エ 主な施策（平成28年度）

県民の防災意識の醸成
自主防災組織の活性化
県・市町の災害対処能力の向上
保安体制の充実

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 総務局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
職員の進退及び身分に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算，税その他の財務に関する事務
統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

イ 組織体制 11課1チーム1担当

課名	総務課，審理担当，秘書課，人事課，業務プロセス改革課， 福利課，財政課，財産管理課，税務課，経営企画チーム， 広報課，統計課，研究開発課
----	--

ウ 職員数（平成29年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 294人

エ 主な施策（平成28年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進
産業活動を支える基盤の強化
地域協働の仕組みづくり
地方創生の推進
新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

県の庁舎（本庁及び地方機関）の管理について

本年度実施した単独庁舎である地方機関の監査において、職員に貸与する鍵や入退庁用カードの取扱規程の整備及び入退庁状況を把握する仕組み作りについて検討を求めたところである。このような規程整備などの単独庁舎の庁舎管理上の課題に加え、そもそも本庁，地方機関を問わず、基本的に誰でも出入りできる状況にある県の庁舎の管理について、課題を認識する必要がある。

県の庁舎には、毒物，劇物等を保存・管理するリスクがあり、また、書類の管理など情報セキュリティ上の観点からも課題があると考えられる。

そこで、県の庁舎の管理について、どのようなレベルのセキュリティを確保することが適当なのか、また、広島中央警察署の現金紛失事件の教訓から、休日等の入退庁の状況を把握する手法等も含め、幅広い観点で検討していただきたい。（総務課）

4 県立文書館

(1) 機関の概要

ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等

イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号

ウ 職員数（平成29年4月1日現在）

常勤職員数 5人

非常勤職員数 7人

エ 主な事業実績（平成28年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（平成29年4月1日現在）
行政文書 59,148冊，行政資料 106,342冊，古文書 252,553点
マイクロフィルム約 236万コマ，複製資料約 40,000冊，図書約 23,000冊

- 利用状況 (単位：人)

来館者数	資料閲覧	利用相談	講座等	展示閲覧	見学
4,127	1,130	536	912	1,460	89

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業，農業，畜産業，水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 10 人

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

毒物及び劇物等の管理について

農業技術センター及び食品工業技術センターの定例監査において，毒物及び劇物等の保管状況を確認したところ，平成 18 年度以降，全く使用されていない薬品が多数見受けられた。

使用見込みのない毒物及び劇物等を長期に渡って保管することは，紛失や盗難リスクに加え，保管に要するコストなど様々なリスクが想定されることから，総合技術研究所としての統一的な方針のもと，今後の使用見込みを把握し，使用見込みのないものについては，関係法令等に留意し，廃棄を含め処分すること，あるいは，適正な管理体制のもとで集中管理することなどについて，検討していただきたい。

6 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化，中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項

市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

イ 組織体制 6課1チーム

課名	地域政策総務課，地域力創造課，都市圏魅力づくり推進課，中山間地域振興課，市町行財政課，国際課，平和推進プロジェクト・チーム
----	---

ウ 職員数（平成29年4月1日現在）

常勤職員の合計 102人

エ 主な施策（平成28年度）

地域振興施策の企画調整，国土調査

交流・定住促進対策，鉄道・バス・離島航路等の交通対策

都市活性化施策の企画調整

中山間地域振興施策の推進

市町行財政運営助言，地方交付税，起債，市町に対する総合的支援，市町への権限移譲の総合調整

国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進

「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

ア 定住促進に向けた取組と多様な人材に対する就業支援の連携について

地域政策局の「ひろしま暮らしサポートセンター」と商工労働局の「ふるさと就職情報コーナー」には，それぞれの役割があり，相談者にも異なる事情があるが，一人でも多くの方が広島に定住することにつながるためには，両局の強みを共有した効果的な対応が必要であるので，商工労働局との連携とその内容の拡充について，検討していただきたい。（地域力創造課）

イ 中山間地域振興施策の検討について

今後の地域づくりに当たっては，地域リーダーの発掘・育成などの人材確保策だけでなく，例えば，農家，商店の具体的な活動を県と市町が一緒になって検討するなど，地域の維持・発展のために，仕事の持続・創出や定住の一層の拡大などに取り組む必要がある。

このため，地域の維持・発展を総合的に推進していく地域政策局として，中山間地域と都市部が相互に補完し，支え合うことによって，県全体として発展していくことができるように，関係部局や市町と連携を強化しながら，職の確保や定住促進に取り組んでいくことについて検討していただきたい。（地域政策局）

7 環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
県民文化に関する事務
生活環境及び自然環境の保全に関する事務

- イ 組織体制 11 課 1 担当

課名	環境県民総務課，文化芸術課，消費生活課，人権男女共同参画課，県民活動課，学事課，大学教育振興担当，環境政策課，環境保全課，自然環境課，循環型社会課，産業廃棄物対策課
----	--

- ウ 職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 161 人

- エ 主な施策（平成 28 年度）

文化・芸術の振興
消費者被害の防止と救済
人として互いに尊重する社会づくり
男女共同参画社会づくり
青少年の健全育成と若者の自立支援
私学教育の振興
高等教育機能の向上
地球温暖化の防止
地域環境の保全
自然環境の保全と活用
循環型社会の構築

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

出島地区廃棄物処分場の今後のあり方について

出島地区廃棄物処分場について，当初計画では廃棄物の受入期間を，平成 26 年 6 月 2 日から平成 36 年 6 月 1 日までの 10 年間としているが，当初見込みと比べて廃棄物の処分量が減少しており，現時点では計画どおりの受入量となっていない。

受入期間満了までにはまだ年数があるが，期間満了後の現処分場のあり方や，新たな公共関与処分場の整備の必要性については，早い段階から検討し，準備を進める必要がある。

については，関係団体等とも連携し，長期的な視野に立って，慎重かつ早目に検討し対応していただきたい。（産業廃棄物対策課）

8 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 17 課 1 担当

課名	健康福祉総務課，子育て・少子化対策課，安心保育推進課，こども家庭課，医務課，がん対策課，被爆者支援課，健康対策課，食品生活衛生課，薬務課，医療介護計画課，医療介護人材課，地域包括ケア・高齢者支援課，医療介護保険課，国保県単位化推進担当，地域福祉課，社会援護課，障害者支援課
----	--

- ウ 職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 285 人

- エ 主な施策（平成 28 年度）

少子化対策・子育て支援
信頼される医療・介護提供体制の構築
県民の健康づくりや疾病予防・介護予防対策
がん対策日本一に向けた取組の強化
児童虐待防止対策事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

介護福祉士修学資金貸付金に係る事務処理について

介護福祉士修学資金貸付金については、貸付けを受けた者が介護福祉士指定養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内において介護等の業務に就業し、引き続き7年以上その業務に従事したときなど、返還免除の要件を満たした場合には、貸付けを受けた者からの申請を受けて、貸付金の返還が免除される。

また、貸付けを受けた者が介護福祉士指定養成施設を退学したときや、卒業後1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内において介護等の業務に就業したが、引き続き7年以上その業務に従事しなかったときなど、返還免除の要件を満たさない場合には、貸付金を返還しなければならないこととなっている。

この貸付金については、返還免除の要件を満たさない者に対して返還請求を行っていないため債権が確定していないものや、返還免除の手続が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（地域福祉課）

根拠	広島県介護福祉士修学資金貸付規則第14条，第16条
----	---------------------------

【検討要請事項】

ひろしま医療情報ネットワークの利用促進について

ひろしま医療情報ネットワークは、医療機関の「電子カルテ」にある診療情報や画像データを、地域の診療所等と共有することで、医療機能の分化と連携による、効率的な医療連携体制を確立することを目的としているが、多額の公金を投入しているにもかかわらず、地域の診療所などの参加が伸び悩むなど、システムへの参加施設やアクセス数が目標に達しておらず、参加施設のひろしま医療情報ネットワークの利用件数も少ない。

については、利用者が少ない原因分析を行い、システムを有効に活用することに努め、高齢者などが利用しやすいような利便性の高いシステムとなるように取り組んでいただきたい。（医療介護計画課）

9 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
- イ 組織体制 10 課 2 チーム

課 名	商工労働総務課（東部産業支援担当）、雇用労働政策課、働き方改革推進・働く女性応援課、職業能力開発課、イノベーション推進チーム、産業人材課、医工連携推進プロジェクト・チーム、経営革新課、県内投資促進課、海外ビジネス課、ひろしまブランド推進課、観光課
-----	---

- ウ 職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 194 人

- エ 主な施策（平成 28 年度）
- 産学の新たなパートナーシップ形成
 - イノベーション人材等の育成・確保
 - 多様な創業・事業化を支援する体制の整備
 - 創業・事業化を促進する金融、経営、技術開発等による支援
 - 多様な投資誘致の促進
 - 次代を支える医療関連・環境浄化産業クラスターの形成
 - ものづくり産業の高度化
 - 海外での事業活動の活発化支援
 - 「観光立県ひろしま」の実現に向けた戦略推進
 - 働き方改革の推進
 - U・I・J ターン就職の促進
 - 若年者・高齢者・障害者に対する就業支援
 - 中山間地域の地域力強化
 - 「瀬戸内 海の道構想」の推進
 - 「ひろしま」ブランド価値向上の推進

(2) 監査の結果

【指摘事項】

借受不動産の管理について

次の借受不動産について、借受けの手続きは行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(イノベーション推進チーム)

借受不動産	建物(イノベーション・ハブ・ひろしまCamps) 261.36m ²
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条, 第64条

【改善を求める事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託業務は、「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps」のライブラリに備える書籍の選定及び購入、配架を一体で委託したものである。

当該契約では、実際に書籍の購入に要した金額を確定する内容となっておらず、契約額の妥当性が検証できないなど、業務設計上問題がある。

委託業務の事務処理に当たっては、最少の経費で最大の効果を得るため、最適な方法を十分検討した上で、適正な事務処理の確保に努める必要がある。(イノベーション推進チーム)

業務名	「チャレンジする人が集まる常設の場」に必要となる専門書の選書並びに購入
-----	-------------------------------------

イ 県に事務局を置く任意団体の事務処理について

県職員の事務従事により行われている任意団体の事務処理について、金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程が整備されていなかった。

また、預貯金通帳、届出印及びキャッシュカードの保管のあり方や、金庫の鍵や、ダイヤル錠の番号の管理について課題があることから、県の通知の内容に準拠して取り扱うなど、適正な管理に努める必要がある。

今後の事務処理に当たっては、基本的事項を定めた財務関係規程を整備するとともに、預貯金通帳の管理等については、内部けん制機能が十分に発揮されるよう、適正な管理を徹底していただきたい。(海外ビジネス課)

団体名	ひろしま環境ビジネス推進協議会
-----	-----------------

【検討要請事項】

定住促進に向けた取組と多様な人材に対する就業支援の連携について

地域政策局の「ひろしま暮らしサポートセンター」と商工労働局の「ふるさと就職情報コーナー」には、それぞれの役割があり、相談者にも異なる事情があるが、一人でも多くの方が広島に定住することにつなげるためには、両局の強みを共有した効果的な対応が必要であるので、地域政策局との連携とその内容の拡充について、検討していただきたい。(雇用労働政策課)

10 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12 課

課名	農林水産総務課，団体検査課，販売・連携推進課，就農支援課，農業経営発展課，農業技術課，畜産課，水産課，林業課，森林保全課，農林整備管理課，農業基盤課
----	--

ウ 職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 255 人

エ 主な施策（平成 28 年度）

産業として自立できる農林水産業の確立
農林水産物の販売力の強化
県民の安全で安心できる食生活の実現
農林地の公益的機能の維持発揮
農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

ア 建設工事業者でない者への応急工事の発注について

次の委託契約は、実施設計業務と、当該設計業務とは直接関連のない応急工事を一括して、建設工事業者でない者との間で契約していた。

応急工事については、本来、建設業者と工事請負契約を締結し、県が直接指揮監督を行うべきであるが、一括して委託契約としたため、受託者はさらに他の建設業者に再委託していた。なお、再委託については、本件業務委託契約約款に定める手続が行われていなかった。

応急工事については、県が、必要とする施工能力を有し直接請け負うことが可能な建設業者を自ら選定して、委託契約ではなく、工事請負契約により契約することにより、適正な工事の執行が確保できるよう事務処理の改善に努めていただきたい。（就農支援課）

契約名	開拓財産 郷田地区災害復旧実施設計業務及び応急工事（平成 28 年度）
-----	-------------------------------------

イ 特別会計に係る財務書類の作成・公表について

県営林事業費特別会計については、一般財団法人広島県農林振興センターが実施していた分収造林事業を、民事再生計画に基づき平成 26 年度から県営林へ移管し、一体的な管理による経営改善に取り組んでいるところである。

県では、平成 27 年度から事業の収支計画及び実績等を記載した「事業実施状況」を作成・公表するとともに、平成 28 年 9 月には貸借対照表を作成・公表しているが、森林資産のうち持続的な林業経営の確立を目指すことを前提とした「資源循環林」等の評価が、取得原価主義など一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいていないなど、一部に改善を要すると認められる事項が見受けられた。

このため、地方公会計の統一的基準による財務書類の作成に合わせ、一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づき、経営成績や財政状態がより一層明らかにされ、かつ、財務書類の基本的統一性が確保されるよう、国や他県等の動向も注視しながら、改善に努めていただきたい。

また、一般財団法人広島県農林振興センターから移管された分収造林事業については、県が債権放棄を行い、経営の健全化を図っている経緯を踏まえ、その後の改善状況に係る県民に対する説明にも留意し、より一層経営状況の透明化を図っていただきたい。(農林水産総務課，森林保全課)

11 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川，砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港，港湾，漁港その他土木に関する事務
- イ 組織体制 17 課 1 担当

課 名	土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，土砂法指定推進担当，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，下水道公園課，建築課，住宅課，営繕課
-----	--

- ウ 職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 379 人

- エ 主な施策（平成 28 年度）
防災・減災対策の充実・強化
広域的な交流・連携基盤の強化
集客・交流機能の強化とブランド力向上
環境保全と循環型社会の構築
自立した生活ができる環境の整備
総合的な交通安全対策の推進
持続可能なまちづくり
既存ストックの機能改善等
社会資本の適正な維持管理

(2) 監査の結果

【指摘事項】

- ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続きについて

次の工事請負契約において，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令に特定建設資材として規定されているアスファルト・コンクリート及び木材等の廃棄物が相当量発生し，又使用する工事でありながら，対象工事に該当しないものと解釈して，同法に基づく手続きを行っていなかった。

公共工事の発注者であることを自覚し，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の趣旨を踏まえて，定められた手続きを行い，民間工事等の規範になるように資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る必要がある。適正な事務処理に努められたい。

（営繕課）

契約名	広島港五日市地区五日市1・2号県営上屋内部トイレ新設及び外構工事（平成28年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11～13条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条，第8条第1項第2号 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条

イ 変更で追加した工事の積算について

次の工事請負契約において，変更で追加した電気設備工事費を積算する際に，複数の者から見積書を徴取することが可能であったにもかかわらず，監督員が請負業者に直接依頼して得た見積書のみを根拠に積算していた。

当初の契約内容と異なる相当規模の工事費を見積書により積算する場合には，見積金額の信ぴょう性を確保するために受注可能な者に公文書で見積依頼し，得られた複数の見積書を根拠に積算する必要がある。適正な事務処理に努められたい。（営繕課）

契約名	広島港五日市地区五日市1・2号県営上屋内部トイレ新設及び外構工事（平成28年度）
	聴覚障害者情報提供施設整備改修工事（平成28年度）

【改善を求める事項】

ア 工事請負契約における一括発注について

次の工事請負契約は，建築一式工事の認定及び格付等級，同業種の年間平均完成工事高，同業種の元請施工実績及び配置予定技術者の資格を入札参加資格として，一般競争入札により発注した結果，一者応札の落札率99.9%で契約しているが，建築工事よりも多額の電気設備工事を附帯工事として含め，さらに照明器具及び監視カメラの新設工事を追加している。

このような相当規模の異工種の工事については，企業及び技術者の要件を別に定めた分離発注によって工事品質の確保に努めるとともに，専門業者の受注機会を拡大することで適正な価格競争を促してコスト縮減を図るよう努めていただきたい。（営繕課）

契約名	聴覚障害者情報提供施設整備改修工事（平成28年度）
-----	---------------------------

イ 工事請負契約における変更契約について

次の工事請負契約において，当初契約の工事内容と著しく異なる工事を変更契約により追加していた。

追加工事については，当初契約の工事と不可分である場合等を除き，別に入札手続を行い，当該工事に必要な入札参加資格を求めて工事品質の確保に努めるとともに，適正な競争入札を促してコスト縮減を図るよう努めていただきたい。（営繕課）

契約名	広島港五日市地区五日市1・2号県営上屋内部トイレ新設及び外構工事（平成28年度）
-----	--

ウ 中間検査の対象工事について

次の工事請負契約において、当初の契約内容が対象基準に満たないことを理由に中間検査を行っていないが、契約変更後の工事の内容及び規模を考慮すれば、中間検査を実施しない合理的な理由が見当たらない。

公共工事の品質確保の促進に関する法律においても、発注者の責務として、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるために、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価などを適切に実施しなければならないとしている。

中間検査は、施工途中において適正かつ能率的な施工を確保し、技術水準の向上を促す絶好の機会であることから、実際に施工される工事内容及び規模に応じて実施するよう努めていただきたい。(営繕課)

契約名	広島港五日市地区五日市1・2号県営上屋内部トイレ新設及び外構工事（平成28年度）
	聴覚障害者情報提供施設整備改修工事（平成28年度）

エ 特別会計に係る財務書類等の公表について

港湾特別整備事業費特別会計における臨海土地造成事業については、地方公営企業法を適用していないが、同法の適用対象となる公営企業と同様の会計基準により試算を行い、平成25年度から臨海土地造成事業に係る貸借対照表を作成・公表しており、引き続き、事業の経営状況を的確に反映した財務情報の開示に努めていただきたい。

今後は、更なる経営状況の透明化に向け、地方公会計の統一的基準による財務書類の作成に合わせて、港湾機能施設整備事業も含めた会計全体の財務書類の作成・公表に取り組むとともに、特別会計の事業の経費は当該事業の収入をもって充てるという原則にかんがみ、港湾機能施設整備事業の整備計画や地方債の償還計画、その償還財源となる港湾使用料の推計など、将来の資金収支等を明らかにする資料を速やかに作成・公表していただきたい。(土木建築総務課、港湾振興課)

【検討要請事項】

放置艇対策について

放置艇対策については、従前から、規制区域の設定やその受け皿としての係留保管施設の整備が行われているが、一部の係留保管施設の利用率は長期的に低迷し、依然として、多くの放置艇が存在している状況である。

こうした中、規制区域の追加や漁業・景観に支障がない水域での係留エリアの新設など、放置艇解消に向けた新たな取組の検討が行われているが、既存の係留保管施設利用者との公平性の確保に十分に配慮するとともに、今後の係留保管施設の有効活用策を含めた総合的な放置艇対策となるよう検討していただきたい。

特に、利用率が長期的に低迷する広島観音マリーナや五日市漁協フィッシャリーナにおいては、収容艇種や利用料金の見直しなど、利用者ニーズにあった抜本的な活用策について検討していただきたい。(港湾振興課)

12 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務
水道事業の広域連携に関する事務

- イ 組織体制 3課1担当

課・担当名	企業総務課, 土地整備課, 水道課, 水道広域連携推進担当
-------	-------------------------------

- ウ 職員数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

公営企業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 50 人

- エ 主な施策 (平成 28 年度)

Ⅱ期トンネル (海田・呉トンネル) 整備事業
水道事業における公共施設等運営権活用検討事業

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 15 人
- エ 主な施策（平成 28 年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64人 (平成29年4月1日現在)

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課

課名	秘書課, 総務課, 議事課, 政策調査課
----	----------------------

(ウ) 職員数 (平成29年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 40人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 5人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
 県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
 市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
 生涯学習，社会教育及びスポーツの振興に関する事務
 文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部 13課 2担当

部 名	課 名
管理部	総務課（秘書広報室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課，文化財課
教育部	学校経営支援課，学びの変革推進課，県立学校改革担当，義務教育指導課，幼児教育担当，高校教育指導課，豊かな心育成課，特別支援教育課，生涯学習課，スポーツ振興課

(ウ) 職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 333 人

非常勤職員数 37 人

ウ 主な施策（平成 28 年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進
 「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底
 「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進
 一人一人の多様な個性の能力をさらに生かし，他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成
 教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援
 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備
 安心・安全な教育環境の構築
 生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分）		参考	
	[平成 28 年度決算額]		[平成 27 年度決算額]	
高等学校等奨学金貸付金に係る貸出 金償還金（高校教育指導課）	938 人	109,137,490 円	942 人	78,262,960 円

【検討要請事項】

給食に係る負担金の事務処理について

県立学校で実施している給食に係る保存食保存等に要する経費については、県が負担することとし、負担金として交付要綱を定め交付を行っているものであるが、今年度実施した県立学校の監査において、4月に事業着手となるにもかかわらず、交付決定は翌年3月になるなど、事業着手前に交付決定すべきところ、時期が乖離しているものが見受けられた。当初予算の成立後、速やかに交付決定に向けた準備作業が開始されるよう、学校への注意喚起や申請期限の設定などについて、検討していただきたい。

併せて、交付事務に関して、当該事業の実施において、当初計画していた事業内容に変更が生じることがあるが、要綱等に変更手続が必要な基準が定められていないため、検討していただきたい。

また、当該負担金は、県の補助金等交付規則に準じた交付事務のもとに行われているが、その事業である給食は、学校が管理し実施している。

交付先は、学校内の給食材料の調達・提供を行っている「給食会計」となっており、交付申請及び交付決定などの交付事務は、実質的には同一の学校内で行われていることからすると、交付決定、変更、確定などの事務について、簡素化、事務の効率化を図る観点から、現行の交付事務について見直しを検討していただきたい。（豊かな心育成課）

負担金名	県立学校における保存食保存等に関する負担金
------	-----------------------

16 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務

イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号

ウ 職員数（平成29年4月1日現在）

常勤職員数 6人（専任職員なし，兼務職員6人）

エ 主な事業実績（平成28年度）

出土遺物の保存処理 205点，出土遺物等の貸出 788点

市町職員の発掘調査技術研修3課程

出土遺物，写真資料，図書資料の収集・保存

農業基盤整備事業地内遺跡発掘調査

県立埋蔵文化財センター施設管理

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部33課1室6隊1所

部名	課名等
総務部	総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課
警務部	警務課, 人材育成課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課
生活安全部	生活安全総務課, 人身安全対策課, 少年対策課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課
地域部	地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所
交通部	交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊
警備部	公安課, 警備課, 外事課, 機動隊

ウ 職員数 (平成29年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 1,690人

エ 主な施策 (平成28年)

犯罪抑止・少年非行防止総合対策の推進
 悪質重要犯罪の徹底検挙及び総合的な組織犯罪対策の推進
 地域実態に即した街頭活動の推進
 交通事故抑止総合対策の推進
 災害、テロ等緊急事態対策の推進
 県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

ア 監理技術者等の工事現場における専任について

次の工事請負契約において、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される監理技術者等は工事現場ごとに専任の者と建設業法及び同法施行令に規定されているが、受注者にこれを求めていなかった。適正な事務処理に努められたい。(交通規制課)

契約名	2-11 新己斐橋西詰交差点ほか17か所集中制御機更新その他工事(平成28年度) 2-17 鹿子陸橋西交差点ほか21か所集中制御機更新その他工事(平成28年度)
根拠	建設業法 第26条第3項 建設業法施行令 第27条第1項

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な書面の作成・交付等を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（交通規制課）

契約名	2-36 三原駅前交差点ほか 11 か所信号機改良その他工事（平成 28 年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条, 第 12 条, 第 13 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 第 8 条第 1 項第 2 号

ウ 契約変更に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について

次の工事請負契約の契約変更に際して、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な書面の作成・交付等を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（交通規制課）

契約名	2-18 広島大学付属病院前交差点ほか 34 か所信号機改良その他工事（平成 28 年度） 2-38 寺家駅北口交差点ほか 3 か所信号機新設その他工事（平成 28 年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条, 第 12 条, 第 13 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 第 8 条第 1 項第 2 号

【改善を求める事項】

ア 交通部交通規制課が執行する工事の中間検査について

交通部交通規制課では、土木工事共通仕様書において中間検査の対象にしている請負代金額 1,000 万円以上の工事を毎年、相当数執行しているが、中間検査を一切実施していない。

中間検査は、完成後に不可視となる部分の確認や施工途中における施工管理及び安全管理等に係る指導を通して、適正かつ能率的な施工を確保するものである。

同課が発注している集中制御機更新工事や信号機改良工事等は、交通を安全に制御する集中制御機等の機器の製造、並びに車両や歩行者等が通行する道路上での信号機の撤去・設置、配線等の作業が伴い、品質管理、工程管理、安全管理等を厳格に実行することが求められる。

また、低入札価格調査対象工事や低入札調査基準価格での複数応札によるくじ引き工事が多く、さらに最近の監査では監督・検査事務の不備を指摘していることから、中間検査の完全実施により、適正な監督・検査の履行及び施工管理等の徹底を促していただきたい。（交通規制課）

イ 交通部交通規制課が執行する工事成績評価について

交通部交通規制課では、請負代金額 500 万円以上の工事を対象に土木建築局の基準に準じて工事成績評価を行っているが、工事成績評価の基礎資料を作成することなく該当項目を加点評価し、また、記録や資料の確認を怠り受注業者の口述のみを根拠に加点評価するなど、いずれの工事にも加点評価があり、適正とは言い難い状況にある。

工事成績評価は、発注者が工事中及び完成時の評価を行い、もって受注者の適正な選定

及び指導育成に資するものであり、また、高い成績評定点は、優良建設工事の表彰や総合評価落札方式等の入札契約において優位になり、受注機会が増すなどの受注者のインセンティブにもなっている。

このため、工事成績評定を行う検査員及び監督員は、その方法及び基準等を十分に理解し、施工体制、工程管理、安全管理、出来形、品質、出来ばえなどを現地での実測や管理記録等により必要かつ十分な確認を行い、適正かつ公正な工事成績評定を行っていただきたい。(交通規制課)

ウ 各警察署が執行する路側式道路標識工事について

路側式道路標識工事については、交通部交通規制課の指導の下で各警察署の工事担当者(警察官)が交通規制課策定の路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル等に基づき各種事務を行っているところであるが、次の点について改善していただきたい。

(ア) 一般競争入札の活用促進について

警察署が毎年執行している路側式道路標識工事は、予定価格が250万円以下であることを理由として、全ての工事を少数業者の見積合わせによる随意契約としているが、規模の大きな警察署では年間の発注額が相当あり、複数の工事を統合し一般競争入札することが可能である。

平成26年8月6日付けの交通部交通規制課長通知「路側式道路標識工事成績に係る留意事項について」において、工事の集約を図りスケールメリットが発揮できる設計書を作成することを交通部高速道路交通警察隊長及び各警察署長に通知しているものの、交通部交通規制課及び総務部施設課が各警察署に配布し、工事担当者が事務の拠り所としている「路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル(交通規制課)」「建設工事マニュアル(総務部施設課)」「建設工事・小規模修繕マニュアル(総務部施設課)」は、いずれも少数業者の見積合わせによる随意契約を前提とした内容になっている。

公共工事は、一般競争入札が原則であり、随意契約は例外であることを意識し、複数の警察署の少額の工事を統合することも含め、スケールメリットによる工事コストの縮減を図るとともに、公正で公平な競争を促し、透明性が確保された一般競争入札を積極的に活用していただきたい。(交通規制課)

(イ) 建設廃棄物の適正な処理について

路側式道路標識工事においては、支柱基礎の施工に伴う残土、アスファルト・コンクリート殻、コンクリート殻、撤去した標識板、支柱の鉄くず等が発生しているが、設計書(仕様書)には、これらの処理費が一切計上されていない。

交通規制課策定の路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル等においても建設廃棄物の処理についての十分な記述がなく、さらに設計書(仕様書)を作成する際に使用している路側標識設計システムには、これらの運搬、処分等の処理に関する事項を入力できる仕組みになっていない。

このため、各警察署の工事担当者は、個々の判断で再利用が可能と思われる標識板等を署内に搬入させ、その他は建設廃棄物の種類、量及び収集、運搬、処分の方法を一切把握することなく、請負業者に処理を任せている。

建設副産物適正処理実施要領の第5 発注者の責務と役割によれば「発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄

物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。」とあることから、監督員等は建設廃棄物の種類ごとの量を事前に把握し、設計書（仕様書）に計上するとともに、請負業者から産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示させて、設計書（仕様書）どおりに処理されたことを確認する必要がある。

さらに、処分する標識板や支柱等の鉄くずは売却により収入になる可能性もあることから、処分方法については設計、積算時に留意する必要がある。

以上のことから、路側式道路標識工事で発生する建設廃棄物の処理については、関係法令等の趣旨を十分に踏まえ、処理費用を適正に負担するために建設廃棄物の種類ごとの量及び売却する鉄くずの量を設計書（仕様書）に計上し、請負業者に明確に指示を行い、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等による確認を徹底していただきたい。（交通規制課）

（ウ）中古標識板等の活用促進について

路側式道路標識工事においては、各警察署の工事担当者個々の判断で比較的傷みが少なく再利用が可能と思われる標識板等を署内に搬入させて保管しているが、十分に活用されていない。

これは、保管している標識板等の種類や数量に関する情報が適切に整理、引継ぎされていないことが原因と思われる。

中古品の活用は、工事コストの縮減を容易に図れることから、再利用する標識板等の目安、管理簿の様式等を整理するとともに、警察署間での再利用が促進されるように全警察署でストック情報を共有できる環境を整備していただきたい。（交通規制課）

18 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- エ 職員数（平成29年4月15日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 183人
- オ 主な事業実績（平成28年度）

・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校教養	職場実習	実戦実習	回数	人員
採用時教養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	2	98
		その他	10か月	4か月	—	2	65
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	2	103
		その他	3か月	—	4か月	2	65
	一般職員初任科		12日間			2	18
小 計			—			10	349
任用時教養	警部補任用科		12日間			1	27
	巡査部長任用科		12日間			1	17
	部門別任用科		12～28日間			5	124
各種専科			4～18日間			53	866
小 計			—			60	1,034
合 計			—			70	1,383

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査，例月出納検査，住民監査請求及び外部監査等に関する事務

(イ) 職員数（平成29年4月1日現在）

常勤職員数及び再任用職員の合計 17人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

21 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課名	合同総務課、公務員課
----	------------

(ウ) 職員数（平成29年4月1日現在）

常勤職員数 21人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務

(イ) 職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 11 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人, 予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制 (平成 29 年 4 月 1 日現在)
専任職員なし (土木建築総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。